

16歳以上19歳未満の扶養控除対象親族に関する申告書

別紙様式

- 障害福祉サービス 障害児通所支援 自立支援医療（更生医療）補装具  
日常生活用具 障害者助成事業 特別障害者手当 難聴児補聴器購入費助成金  
障害児福祉手当 特別児童扶養手当 心身障害者扶養共済 タクシー券

岡山市長 様

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（申請日が1月から6月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

この申立書により申し出る16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の人数は、所得税及び市民税における内容と相違ありません。

令和 年 月 日

住所

申告者氏名

(署名又は記名押印)

- 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族はいません。  
 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族は下記のとおりです。

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
		平成 年 月 日生	
		平成 年 月 日生	
		平成 年 月 日生	
		平成 年 月 日生	

(注意事項)

○この申立書は、前年（申請日が1月から6月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がある場合に、ご記入いただくものです。

(参考) 令和2年12月31日において年齢が16歳以上19歳未満の方：平成14年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方

○所得税法上の扶養親族とは、前年（請求日が1月から6月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する方をいいます。

- ①配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）か、都道府県等から養育を委託された児童（いわゆる里子）である。
- ②あなたと生計を一にしている。
- ③前年（請求日が1月から6月までの間にある場合は、前々年）分の所得税法上の合計所得金額が38万円以下である。
- ④青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。

○記入欄が足りない場合は、子の氏名等を複数枚の申立書に分けてご記入ください。

○健康保険の扶養親族とは異なる場合があります。

○心身障害者扶養共済については、この申告書の「1月から6月まで」を「1月から7月まで」に読み替えてください。

**【参考】**（今年度も同様の取扱いとなります。）

## 平成22年度税制改正に伴う障害福祉関係自己負担額等の認定方法の変更について

障害福祉関係のサービスの可否や自己負担額は、所得税・市民税の税額等を基礎としています。平成22年度税制改正による平成23年分の扶養控除の一部廃止（16歳未満の年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分 ※下記参照）が行われたことにより、平成23年分の所得税・市民税が増額となる場合があるため、従来の認定方法のままでは、皆様に新たな負担を生じる可能性があります（ただし、税制改正は市民税の課税非課税には影響を与えません。）。

そこで、今回の税制改正による皆様の新たな負担を防ぐため、「16歳以上19歳未満の扶養控除対象親族に関する申告書」をご提出いただき、その申告書と税資料を用いて扶養控除廃止前の基準による所得税・市民税の税額等を算出し、それらを基礎として平成24年度の自己負担額等の認定を行います（なお、16歳以下の年少扶養親族の人数については、税資料を用います。）。

よって、上記申告書は自己負担額等を認定するにあたって重要な書類となりますので、記入漏れがないよう注意していただき、ご提出ください。

※ 原則として「税資料」及び「申告書」を適正に提出されれば、税制改正を理由に利用者負担上限月額等が変わる（増える）ことはありません。

### 扶養控除の見直し<岡山市ホームページから抜粋>

- 16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されます。
- 特定扶養親族（16歳以上23歳未満）のうち、年齢16歳以上19歳未満の方が特定扶養から一般扶養に変更になり、控除額が45万円から33万円に変更になります。

